

エンジェルに なってみませんか

創業間もないベンチャー企業に資金を提供する投資家のことを「エンジェル」と呼びます。

ベンチャー企業は新しい技術や製品等で会社の成長を図り、株式公開を目指しますが、経営者が優秀で事業計画がしっかりしていても、在庫管理、営業方法、資金調達などの壁にぶつかり、少なからず倒産の憂き目をみます。

そのベンチャー企業に資金の提供を行う個人の投資家であるエンジェルは、資金力の無いベンチャー企業の財政を支えて、維持発展をサポートし、運良くその投資先企業が成長し、株式公開した際に、投資時に取得した株式を売却し、キャピタルゲインを

得ることを目的としています。従って、エンジェル投資はハイリスク・ハイリターンです。

しかし、ベンチャー企業の出現と成長発展抜きに日本の未来はありません。そこで政府は、エンジェル投資を誘引するための優遇措置を創設しています。エンジェル株式を購入した時、売却した時、倒産し株式が無価値となった時など、さまざまな場面において税の優遇措置が受けられるようにしております。即ち「エンジェル税制」です。

その仕組みは次の通りです。
①ベンチャー企業への投資額がその年の株式譲渡益から控除できます。例えば、上場株式の売却益が500万円だった年に400万円を未公開の

ベンチャー企業に投資したとすると、全額投資損失とみなされ、その結果、株式売却益は(500万円-400万円)、税額は10万円となります。もっとも、投資先が上場して1千万円で売却できたとしても、もはや控除する取得価額はないので、1千万円丸々課税対象になります。

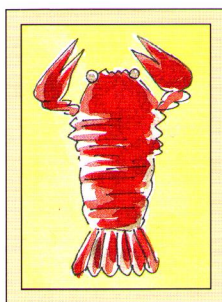
②それでも、株式を3年超保有し続けていた場合には、公開後の売却時に出た譲渡益は半分に圧縮されます。

③逆に損失が確定すると、その年の上場株などの譲渡益から控除できますし、損失がその年の利益だけでは補えない場合は、翌年以後3年間の繰越控除ができます。

④この税制を使うには、その対象企業を判定しなければなりません。この4月から経産省のHPに税制適格事前確認書交付企業一覧が掲載されています。

7月小暑、23日大暑。7日まで延長されました。この特例が、平成21年3月31日まで延長されました。この特例が、平成21年3月31日まで延長されました。

7月は、国税職員の日が始まり、学校等も夏休みに入ります。改正税法は、創設もあり、延長もあり、様々です。配当等について、二〇〇の源泉徴収が原則ですが、上場株式の配当等については、一定のものを除き、所得税七・住民税三%を適用する特例があります。この特例が、平成21年3月31日まで延長されました。



勇気を修養するものは、進む方の勇ばかりではなく、退いて守る力の沈勇もまたこれを養うよう心掛けねばならぬ。両者がそろって真の勇気が成る。

(教育家 新渡戸稲造)

7月の税務メモ

(国 税)

- 6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

- 10日
- 17日
- 31日
- "
- "

〔地方条例による〕

(地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。